

外国人旅行者受入体制整備支援事業費補助金のご案内

(公益社団法人静岡県観光協会)

公益社団法人静岡県観光協会では、今後ますます増加が見込まれる外国人旅行者の受入体制の整備を促進するため、外国人旅行者が訪問または利用する観光施設・宿泊施設等において受入体制を整備する事業を行う場合、予算の範囲内にて所要の経費の一部を補助します。

受入体制整備支援事業の概要

補助対象者	補助率	補助 上限額	補助対象事業
静岡県内の観光施設、宿泊施設等 (観光施設、宿泊施設、飲食施設、物品販売施設等) ※国又は地方公共団体を除く	1/2 以内	50 千円	・Wi-Fi 等無線 LAN の整備 ・外国語パンフレット、ホームページ等の作成 ・施設内外国語案内板等の設置 ・従業員を対象とした語学等研修会の開催 ・ムスリム受入れに係る整備 ・その他会長が外国人旅行者の受入体制整備に必要と認める事業

申請方法

交付要綱に基づき申請書類を作成の上、下記申請先へ郵送又は持参してください。

○申請書類 交付申請書(様式第1号)

事業計画書(様式第2号)

収支予算書(様式第3号)

その他参考となる資料(見積書、整備物品等の仕様が確認できるもの等)

※ 交付要綱・実施要領・申請様式は静岡県観光情報ホームページ「ハローナビずおか」内、「静岡県観光協会からのお知らせ」よりダウンロードできます。

○申請締切り 平成 28 年 11 月 24 日(木)必着

※ 交付決定総額が予算額に満たない場合、二次募集を行う場合があります

○支援の決定 平成 28 年 12 月中旬頃(申請件数によって早まる場合があります)

申請・お問合せはこちらまで

公益社団法人静岡県観光協会 担当 : 二本柳・岡村

〒422-8067 静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル2階

TEL:054-202-5595 FAX:054-202-5597 / Mail:s-13-seikan@po4.across.or.jp

ホームページ「ハローナビずおか」: <http://hellonavi.jp/>